

パワハラは人権侵害です。



こういう態度・対応は気を付けよう

- 1 人の話を最後まで聞かない
話の腰を折る
- 2 一言に対して10返す。
早口・機関銃のように喋る
- 3 褒めるより、批判、反論が多い
- 4 感情(特に怒り)を前面に出す、
怒鳴る、逆切れ
- 5 声がでかい
- 6 あいさつしない、無視する
- 7 人前で中傷・叱責・馬鹿にする
病人扱い
- 8 人格否定、全面否定、
過去を持ちだす
- 9 皮肉・ジョーク・ギャグが多い
- 10 人によって態度を変える

厚労省の調査では過去3年間に
4人に1人がパワハラ被害に遭遇!



厚労省が発表した「脳・心臓疾患と精神障害の労災補償状況」によると、医療・福祉分野の精神障害の労災認定件数が2012年度52件で過去最高となっています。

パワハラとは?

誰でも、被害者になり、
加害者にもなります

「職場のパワハラとは、同じ職場で働く者に対して、職務上の地位や人間関係などの職場内の優位性(※)を背景に、業務の適正な範囲を超えて、精神的・身体的苦痛を与える又は職場環境を悪化させる行為をいう」(厚労省の定義)
(※上司から部下に行われるものだけでなく、先輩・後輩間や同僚間などの様々な優位性を背景に行われるものも含まれる)

例えばこんな行為がパワハラ

「職場のパワーハラスマントの予防・解決に向けた提言」(12年3月厚労省)より

- ① 暴行・傷害(身体的な攻撃)
- ② 齊迫・名誉毀損・侮辱・ひどい暴言(精神的な攻撃)
- ③ 隔離・仲間外し・無視(人間関係からの切り離し)
- ④ 業務上明らかに不要なことや遂行不可能なことの強制、仕事の妨害(過大な要求)
- ⑤ 業務上の合理性がなく、能力や経験とかけ離れた程度の低い仕事を命じることや仕事を与えないこと(過小な要求)
- ⑥ 私的なことに過度に立ち入ること(個の侵害)

パワハラは労働者の心の健康悪化はもちろん、職場の労働者の仕事への意欲が低下や生産性の低下、業績悪化につながることから、企業にとって大きな損失!

“これってパワハラ?”って思ったら労働組合執行部まで。